

焼津市建設工事請負契約保証事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、焼津市建設工事執行規則（昭和53年焼津市規則第14号。以下「執行規則」という。）第12条に規定する請負契約締結の際に付されることとなる保証に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 契約者決定証明書の交付

請負代金額が300万円以上の請負契約について、入札執行者は、落札者の申し出により契約者決定通知書（焼津市入札契約事務取扱要領第10号様式）を交付するものとする。

3 請負契約締結時の提出書類

落札者は、落札決定を受けたときは、契約保証を付す方法を発注担当課長に申し出て、契約保証金額を確定し、直ちに保証手続をとり、落札者が記名押印又は総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をした請負契約書とともに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を発注担当課長に提出しなければならない。なお、落札者は、保証証書又は保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証委託契約又は当該保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができる。この場合において、落札者は、当該保証証書又は当該保証証券を出したものとみなす。

ア 契約保証金の納付の場合 納入通知書（焼津市財務規則（昭和40年焼津市規則第13号。以下「財務規則」という。）第49号様式）により契約保証金を納付した際に発行される領収書の写し

イ 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関の保証の場合 保証書

ウ 前払金保証事業会社の保証（請負契約に係る契約保証を行う特約を含むものに限る。）の場合 保証証書

エ 公共工事履行保証証券による保証の場合 保証証券

オ 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結の場合 保険証券

4 請負契約締結時の事務取扱

（1）落札者が契約保証金の納付を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 発注担当課長は、落札者に対し、納入通知書を発行する。この場合において、納付金額が請負代金額の10分の1以上の額となっていることを確認する。

イ 落札者は、アの納入通知書により財務規則第114条第2項に規定する指定金融機関等に現金を納付し、その領収書の写しを発注担当課長に提出する。

ウ 会計管理者は、契約保証金を収納したときは、財務規則第112条の規定により収入調定の手続をとり、契約保証金等受払簿（第1号様式）にその旨を記載する。

エ 発注担当課長は、落札者から提出された請負契約書の契約保証金欄に金額及び「約款第4条第1項第1号該当」の記載があることを確認する。

オ 発注担当課長は、提出された領収書の写しを請負契約書の一件書類につづつておくものとする。

カ 発注担当課長は、契約締結後、請負契約書のかがみの写しを会計管理者へ提出する。

(2) 落札者が金融機関の保証を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 保証を求めることができる金融機関は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に掲げる金融機関とする。

イ 発注担当課長は、当該金融機関の保証について、保証債務の履行請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保され、かつ、保証限度額が請負代金額の10分の1以上の額であることを確認する。

ウ 発注担当課長は、落札者から提出された請負契約書の契約保証金欄に金額及び「約款第4条第1項第2号該当」の記載があることを確認する。

エ 発注担当課長は、提出された金融機関の保証書を発注担当課で保管し、その写しを請負契約書の一件書類につづつておくものとする。

(3) 落札者が前払金保証事業会社の保証を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 発注担当課長は、当該前払金保証事業会社の保証について、保証債務の履行請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保され、かつ、保証金額が請負代金額の10分の1以上の額であることを確認する。

イ 発注担当課長は、落札者から提出された請負契約書の契約保証金欄に金額及び「約款第4条第1項第3号該当」の記載があることを確認する。

ウ 発注担当課長は、提出された前払金保証事業会社の保証証書の原本（電磁的方法による提出の場合は、その出力書面）を請負契約書の一件書類につづつておくものとする。

(4) 落札者が公共工事履行保証証券による保証を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 発注担当課長は、当該保証の保証期間又は保険期間が工期を含んでいることを確認する。

イ 発注担当課長は、落札者から提出された請負契約書の契約保証金欄に「免除」及び「約款第4条第1項第4号該当」の記載があることを確認する。

ウ 発注担当課長は、提出された公共工事履行保証証券の原本（電磁的方法による提出の場合は、その出力書面）を請負契約書の一件書類につづつておくものとする。

(5) 落札者が履行保証保険契約の締結を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 発注担当課長は、当該保証の保証期間又は保険期間が工期を含んでいることを確認する。

イ 発注担当課長は、落札者から提出された請負契約書の契約保証金欄に「免除」及び「約款第4条第1項第5号該当」の記載があることを確認する。

ウ 発注担当課長は、提出された履行保証保険証券の原本（電磁的方法による提出の

場合は、その出力書面)を請負契約書の一件書類につづっておくものとする。

5 受注者の債務不履行が発生した場合の取扱い

- (1) 発注担当課長は、執行規則第51条第1項各号又は第51条の2第1項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その実情に応じ、次に掲げる措置のいずれをとるかを決定し、契約検査課長に連絡するものとする。
- ア 執行規則第55条の2第1項の規定により損害賠償の支払を受注者に請求した上、当該受注者に建設工事を完成させる。
- イ 公共工事履行保証証券による保証を付している場合は、当該保険会社に対し保証の請求手続をとることを通告し、当該保険会社と協力して必要な措置をとる。
- ウ 執行規則第51条第1項又は第51条の2第1項の規定により請負契約を解除する手続をとる。
- (2) 発注担当課長は、執行規則第51条第1項各号又は第51条の2第1項各号のいずれかに該当する事由が発生し、(1)のイ又は(1)のウの規定による措置をとることとなったときは、速やかに工事現場の保全、出来形の確認その他必要な措置をとり、契約検査課長に連絡をするものとする。
- (3) 発注担当課長は、執行規則第51条第1項各号又は第51条の2第1項各号のいずれかに該当する事由が発生し、(1)のイ又は(1)のウの規定による措置をとることとなったときは、受注者が選択した保証の種類に応じて、次のように取り扱うものとする。
- ア 契約保証金の納付を選択している場合
- (ア) 契約保証金を本市に帰属させる手続をとる。
- (イ) (ア)の規定により本市に帰属する保証金の金額が、執行規則第55条の2第2項に規定する違約金の金額に満たないときは、当該不足額を受注者から徴収する。
- イ 金融機関又は前払金保証事業会社の保証を選択している場合
- (ア) 金融機関又は前払金保証事業会社に対し、受注者に通知した請負契約解除通知書(執行規則第20号様式)の写しを提出し、保証金の請求手続をとる。
- (イ) 金融機関又は前払金保証事業会社に対する保証金の請求及び保証金の受領の手続に係る書類の写しは請負契約書の一件書類につづっておくものとする。
- (ウ) (ア)の規定により請求し、受領した保証金の金額が、執行規則第55条の2第2項に規定する違約金の金額に満たないときは、当該不足額を受注者から徴収する。
- ウ 公共工事履行保証証券による保証を選択している場合
- (ア) 契約検査課長及び保険会社と協議して、受注者の債務不履行の実態に応じて、(1)のイ又は(1)のウの規定による措置のいずれをとるかを決定する。
- (イ) (1)のイの規定による措置をとることとしたときは、速やかに保険会社所定の手続方法に従って手続をとり、これに係る書類の写しは請負契約書の一件書類につづっておくものとする。
- (ウ) (1)のウの規定による措置をとることとしたときは、保険会社に対し、受注者に通知した請負契約解除通知書の写し及び保証証券を提出し、保証金請求の手続をとり、これに係る書類の写しは請負契約書の一件書類につづっておくものとす

る。

(エ) (イ)又は(ウ)の規定により請求し、受領した保証金の金額が、執行規則第55条の2第2項に規定する違約金の金額に満たないときは、当該不足額を受注者から徴収する。

エ 履行保証保険契約の締結を選択している場合

(ア) 保険会社に対し、受注者に通知した請負契約解除通知書の写しを提出して、保険金の請求手続をとる。

(イ) (ア)の規定による保険会社に対する保険金の請求及び当該保険金の受領の手続に係る書類の写しは請負契約書の一件書類につづっておくものとする。

(ウ) (ア)の規定により請求し、受領した保険金の金額が、執行規則第55条の2第2項に規定する違約金の金額に満たないときは、当該不足額を受注者から徴収する。

6 建設工事完成時の取扱い

(1) 受注者が契約保証金の納付を選択している場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 受注者は、執行規則第39条第2項の規定による建設工事の完成を確認するための検査（以下「完成検査」という。）に合格したときは、執行規則第40条第1項の規定により請負代金の支払を請求し、併せて会計管理者に契約保証金の払戻しを請求する。

イ 受注者は、アの規定により契約保証金の払戻しを請求するときは、請求書の提出に併せて、4の(1)のイに規定する領収書を会計管理者に提示し、完成検査の合格通知書の写しを提出する。

ウ 会計管理者は、契約保証金の払戻しの請求を受けたときは、次のように取り扱うものとする。

(ア) 完成検査の合格通知書の写しにより建設工事の完成を確認する。

(イ) 財務規則第112条の規定により支出の手続をとり、契約保証金等受払簿にその旨を記載する。

(2) 受注者が金融機関の保証を選択している場合は、次により取り扱うものとする。

ア 発注担当課長は、受注者が完成検査に合格した後、金融機関の保証書を受注者を通じて当該金融機関に返還する。

イ 発注担当課長は、アの規定により金融機関の保証書を返還するときは、受注者から保証書に係る受領書（第2号様式）を徴し、請負契約書の一件書類につづっておくものとする。

(3) 受注者が前払金保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を選択している場合は、建設工事が完成した場合においても、保証書、保証証券又は保険証券は返還せずに、請負契約書の一件書類につづっておくものとする。

7 請負代金額の増額変更をする場合の取扱い

(1) 請負代金額の増額変更に伴う執行規則第12条第5項の規定による保証の額の増額の請求は、請負代金額の増額変更率が30パーセントを超える場合に行うものとする。ただし、次のいずれかの場合であって、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがある場合は、請負代金額の増額変更率が30パーセントを超えていても、増額の請求を行わないものとする。

ないときは、この限りでない。

ア 当初請負代金額が300万円未満で契約保証を免除した契約について、増額変更により請負代金額が300万円以上となる場合

イ 軽微な設計変更で工期末に変更契約が行われる場合

(2) (1)の場合において、発注担当課長は、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1以上の額となるよう受注者に請求するものとする。

(3) 受注者が契約保証金の納付を選択している場合は、請負変更契約の締結及び契約保証金の増額分の納付に係る手続は、3のア及び4の(1)の規定に準ずるものとする。

(4) 受注者が金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を選択している場合は、受注者は、(2)の規定による保証の額の増額変更をする手続をとった上、請負変更契約書の提出に併せて、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を発注担当課長に提出しなければならない。この場合において、請負変更契約書及び変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、請負契約書の一件書類につづっておくものとする。

(5) 当初請負代金額が300万円未満で契約保証を免除した契約であって、請負代金額の増額変更率が30パーセント以下の増額変更により、請負代金額が300万円以上となる契約については、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないときに限り、契約保証の請求を行わぬことができるものとする。

(6) 電磁的方法による提出の場合の保証証書又は保証証券の取扱いは、4の請負契約締結時の事務取扱方法に準じて行うものとする。

8 請負代金額の減額変更をする場合の取扱い

(1) 請負代金額の減額変更に伴う執行規則第12条第5項の規定による保証の額の減額の請求は、原則として認めない。

(2) (1)の規定にかかわらず、特別の事情により保証の額の減額の請求を認める場合は、受注者に保証の額が変更後の請負代金額の10分の1以上の金額に保たれる範囲で減額変更を請求させた上、次のように取り扱うものとする。

ア 受注者が契約保証金の納付を選択している場合は、請負変更契約の締結及び契約保証金の減額分の払戻しに係る手続は、6の(1)の規定に準ずるものとする。

イ 受注者が金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、受注者は、保証の額の減額変更についてそれぞれ所定の手続をとった上、請負変更契約書の提出に併せて、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を発注担当課長に提出する。

ウ イの場合において、請負変更契約書及び変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、請負契約書の一件書類につづっておくものとする。

(3) 受注者が履行保証保険契約の締結を選択している場合は、保険金額の減額変更が行われないこととなっていることから、執行規則第12条第5項の規定による保証の額の減額の請求は認めない。

(4) 電磁的方法による提出の場合の保証証書又は保証証券の取扱いは、4の請負契約締結時の事務取扱方法に準じて行うものとする。

9 工期を変更する場合の取扱い

- (1) 工期を延長しようとする場合で、現行の保証期間が変更後の工期を含まないときは、次のように取り扱うものとする。
- ア 受注者が契約保証金の納付を選択している場合は、保証期間は工期と同一のものであると解されるため、請負変更契約の締結手続のみを行う。
- イ 受注者が金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、受注者は、工期の延長についてそれぞれ所定の手続をとった上、請負変更契約書の提出に併せて、工期の延長に係る保証書、異動承認書その他の書類を発注担当課長に提出する（ただし、東日本建設業保証（株）の保証の場合は、焼津市と当該法人との覚書において、変更保証書の提出を省略できる取扱いとしているため、工期延長手続き後に保証書の再発行等されないことから提出書類はない。）。
- ウ イの場合において、請負変更契約書及び工期の延長に係る保証書、異動承認書その他の書類は、請負契約書の一件書類につづっておくものとする。
- エ 履行保証保険契約の締結を選択している場合は、保証期間が建設工事の完成まで存していることから、請負変更契約の締結手続のみを行う。
- (2) 工期を短縮しようとする場合は、保証期間の短縮変更を行わず、請負変更契約の締結手続のみを行うものとする。
- (3) 電磁的方法による提出の場合の保証証書又は保証証券の取扱いは、4の請負契約締結時の事務取扱方法に準じて行うものとする。

10 履行遅滞時の取扱い

履行遅滞により執行規則第55条の2第1項の規定により損害賠償の支払を受注者に請求する場合においては、保証期間内に建設工事の完成が見込まれる期日が含まれるよう当該保証期間を延長するものとし、その手続は、9の(1)の規定に準ずるものとする。

11 隨意契約の場合の取扱い

随意契約により受注者が決定する場合における請負契約締結時の事務の取扱いについては、2及び3の規定に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。